議案第３５号

専決処分の承認を求めることについて

城陽市税条例及び城陽市都市計画税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、これを報告し、議会の承認を求める。

令和４年６月９日提出
(2022年)

城陽市長　奥　田　敏　晴

専　決　処　分　書

城陽市税条例及び城陽市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づいて専決処分する。

令和４年３月３１日専決
(2022年)

城陽市長　奥　田　敏　晴

城陽市税条例及び城陽市都市計画税条例の一部を改正する条例

（城陽市税条例の一部改正）

第１条　城陽市税条例（昭和３９年城陽市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現　　　　行	改　正　後
（法人の市民税の申告納付）	（法人の市民税の申告納付）
第４８条　略	第４８条　略
２～８　略	２～８　略
９　法第３２１条の８第６０項に規定する特定法人である内国法人は、第１項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第６０項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第１１項において「申告書記載事項」という。）を、法第７６２条第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第１１項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。	９　法第３２１条の８第６２項に規定する特定法人である内国法人は、第１項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第６２項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第１１項において「申告書記載事項」という。）を、法第７６２条第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第１１項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。
１０～１４　略	１０～１４　略
１５　第１２項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第３２１条の８第６９項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第１２項前段の期間内に行う第９項の申告については、第１２項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。	１５　第１２項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第３２１条の８第７１項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第１２項前段の期間内に行う第９項の申告については、第１２項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
１６　略	１６　略
附　則	附　則
（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）	（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）
第１０条の２　略	第１０条の２　略
２　略	２　略
３　法附則第１５条第１６項に規定する市町村の条例で定める割合は５分の３（都市再生特別措	３　法附則第１５条第１５項に規定する市町村の条例で定める割合は５分の３（都市再生特別措

置法（平成１４年法律第２２号）第２条第５項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第１５条第１６項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１）とする。	置法（平成１４年法律第２２号）第２条第５項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第１５条第１５項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１）とする。
４　法附則第１５条第２７項第１号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。	４　法附則第１５条第２６項第１号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。
５　法附則第１５条第２７項第１号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。	５　法附則第１５条第２６項第１号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。
６　法附則第１５条第２７項第１号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。	６　法附則第１５条第２６項第１号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。
７　法附則第１５条第２７項第１号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。	７　法附則第１５条第２６項第１号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。
８　法附則第１５条第２７項第２号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。	８　法附則第１５条第２６項第２号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。
９　法附則第１５条第２７項第２号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。	９　法附則第１５条第２６項第２号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。
１０　令和２年（２０２０年）４月１日から城陽市税条例等の一部を改正する条例（令和２年城陽市条例第１６号）の施行の日までの間に新たに取得された法附則第１５条第２７項第２号ハに規定する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とし、同日から令和４年（２０２２年）３月３１日までの間に新たに取得された同号に規定する設備に係る当該割合は４分の３とする。	１０　法附則第１５条第２６項第２号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。
１１　法附則第１５条第２７項第３号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。	１１　法附則第１５条第２６項第３号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。
１２　法附則第１５条第２７項第３号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。	１２　法附則第１５条第２６項第３号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。
１３　法附則第１５条第２７項第３号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で	１３　法附則第１５条第２６項第３号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で

定める割合は２分の１とする。
１４　法附則第１５条第３０項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。
１５　法附則第１５条第３４項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。
１６　法附則第１５条第３５項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。
１７　法附則第１５条第４２項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。
１８　法附則第１５条第４６項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の１とする。
１９・２０　略
（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
第１０条の３　略
２～８　略
９　法附則第１５条の９第９項の熱損失防止改修住宅又は同条第１０項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(3)　略
(4)　熱損失防止改修工事が完了した年月日
(5)　熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第１２条第３１項に規定する補助金等
(6)　熱損失防止改修工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかつた理由
１０　略
１１　法附則第１５条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第

定める割合は２分の１とする。
１４　法附則第１５条第２９項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。
１５　法附則第１５条第３３項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。
１６　法附則第１５条第３４項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。
１７　法附則第１５条第３９項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。
１８　法附則第１５条第４３項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の１とする。
１９・２０　略
（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
第１０条の３　略
２～８　略
９　法附則第１５条の９第９項の熱損失防止改修等住宅又は同条第１０項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(3)　略
(4)　熱損失防止改修工事等が完了した年月日
(5)　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第１２条第３１項に規定する補助金等
(6)　熱損失防止改修工事等が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかつた理由
１０　略
１１　法附則第１５条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則

７条第１１項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	附則第７条第１１項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(3)　略	(1)～(3)　略
(4)　熱損失防止改修工事が完了した年月日	(4)　熱損失防止改修工事等が完了した年月日
(5)　熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第１２条第３１項に規定する補助金等	(5)　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第１２条第３１項に規定する補助金等
(6)　熱損失防止改修工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかつた理由	(6)　熱損失防止改修工事等が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかつた理由
１２・１３　略	１２・１３　略
（宅地等に対して課する令和３年度（２０２１年度）から令和５年度（２０２３年度）までの各年度分の固定資産税の特例）	（宅地等に対して課する令和３年度（２０２１年度）から令和５年度（２０２３年度）までの各年度分の固定資産税の特例）
第１２条　宅地等に係る令和３年度（２０２１年度）から令和５年度（２０２３年度）までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３の２の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（令和３年度（２０２１年度）分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。	第１２条　宅地等に係る令和３年度（２０２１年度）から令和５年度（２０２３年度）までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３の２の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に１００分の５（商業地等に係る令和４年度（２０２２年度）分の固定資産税にあつては、１００分の２．５）を乗じて得た額を加算した額（令和３年度（２０２１年度）分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
２～５　略	２～５　略

（城陽市都市計画税条例の一部改正）

第２条　城陽市都市計画税条例（昭和５３年城陽市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現　　　　　行	改　　正　　後
附　則	附　則
１　略	１　略
（法附則第１５条第１６項の条例で定める割合）	（法附則第１５条第１５項の条例で定める割合）
２　法附則第１５条第１６項に規定する市町村の条例で定める割合は５分の３（都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第２条第５項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第１５条第１６項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１）とする。	２　法附則第１５条第１５項に規定する市町村の条例で定める割合は５分の３（都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第２条第５項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第１５条第１５項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１）とする。
（法附則第１５条第３４項の条例で定める割合）	（法附則第１５条第３３項の条例で定める割合）
３　法附則第１５条第３４項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。	３　法附則第１５条第３３項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。
（法附則第１５条第３５項の条例で定める割合）	（法附則第１５条第３４項の条例で定める割合）
４　法附則第１５条第３５項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。	４　法附則第１５条第３４項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。
（法附則第１５条第４２項の条例で定める割合）	（法附則第１５条第３９項の条例で定める割合）
５　法附則第１５条第４２項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。	５　法附則第１５条第３９項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。
６　略	６　略
（宅地等に対して課する令和３年度（２０２１年度）から令和５年度（２０２３年度）までの各年度分の都市計画税の特例）	（宅地等に対して課する令和３年度（２０２１年度）から令和５年度（２０２３年度）までの各年度分の都市計画税の特例）
７　宅地等に係る令和３年度（２０２１年度）から令和５年度（２０２３年度）までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第７０２条の３の規定の適用を受ける宅地等である	７　宅地等に係る令和３年度（２０２１年度）から令和５年度（２０２３年度）までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第７０２条の３の規定の適用を受ける宅地等である

ときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（令和３年度（２０２１年度）分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

８～１６　略

１７　附則第７項及び第９項の「宅地等」とは法附則第１７条第２号に、附則第７項及び第１０項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第２５条第６項において読み替えて準用される法附則第１８条第６項に、附則第８項、第１０項及び第１１項の「商業地等」とは法附則第１７条第４号に、附則第１０項から第１２項までの「負担水準」とは法附則第１７条第８号ロに、同項の「農地」とは法附則第１７条第１号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第２６条第２項において読み替えて準用される法附則第１８条第６項に、附則第１３項から第１５項までの「市街化区域農地」とは法附則第１９条の２第１項に、附則第１４項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第２７条の２第３項において読み替えて準用される法附則第１８条第６項に規定するところによる。

１８　法附則第１５条第１項、第１０項、第１５項から第１９項まで、第２１項、第２２項、第２６項、第２９項、第３３項から第３５項まで、第３７項から第３９項まで、第４２項若しくは第４３項、第１５条の２第２項、第１５条の

ときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に１００分の５（商業地等に係る令和４年度（２０２２年度）分の都市計画税にあつては、１００分の２．５）を乗じて得た額を加算した額（令和３年度（２０２１年度）分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

８～１６　略

１７　附則第７項及び第９項の「宅地等」とは法附則第１７条第２号に、附則第７項及び第１０項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第２５条第６項において読み替えて準用される法附則第１８条第６項に、附則第７項、第８項、第１０項及び第１１項の「商業地等」とは法附則第１７条第４号に、附則第１０項から第１２項までの「負担水準」とは法附則第１７条第８号ロに、同項の「農地」とは法附則第１７条第１号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第２６条第２項において読み替えて準用される法附則第１８条第６項に、附則第１３項から第１５項までの「市街化区域農地」とは法附則第１９条の２第１項に、附則第１４項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第２７条の２第３項において読み替えて準用される法附則第１８条第６項に規定するところによる。

１８　法附則第１５条第１項、第１０項、第１４項から第１８項まで、第２０項、第２１項、第２５項、第２８項、第３２項から第３６項まで、第３９項、第４０項若しくは第４４項、第１５条の２第２項、第１５条の３又は第６３条の

3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 19　略	規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 19　略

附　則

（施行期日）

第1条　この条例は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条　第1条の規定による改正後の城陽市税条例（以下「新条例」という。）第48条第9項及び第15項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度（2022年度）以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度（2021年度）分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　令和2年（2020年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3　令和2年（2020年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第27項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条　第2条の規定による改正後の城陽市都市計画税条例の規定は、令和4年度（2022年度）以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度（2021年度）分までの都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）等の一部が改正されたことに伴い、固定資産税等（土地）の負担調整措置について、令和４年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を見直す等の必要が生じたため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づいて、城陽市税条例及び城陽市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和４年城陽市条例第１４号）を専決処分したので、同条第３項の規定に基づいて、議会に報告し、承認を求めるものである。

参照条文

地方税法（抜粋）

（地方税の賦課徴収に関する規定の形式）

第３条　地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

２　略

地方自治法（抜粋）

〔専決処分〕

第１７９条　普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第１１３条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第１６２条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意

及び第２５２条の２０の２第４項の規定による第２５２条の１９第１項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

② 略

③ 前２項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

④ 略

参考資料

城陽市税条例及び城陽市都市計画税条例の一部を改正する条例要綱

1　地方税法の一部改正に伴い、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和４年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の２．５％（現行：５％）とした（市税条例附則第１２条及び都市計画税条例附則第７項関係）。

2　地方税法の一部改正に伴い、文言整理及び条項ずれが生じる等から引用条項を改める等関連規定を整備した。